

# 雲雀ヶ丘自治・自主防災会 会費・手当・慶弔費規定

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

本規定は、雲雀ヶ丘自治・自主防災会活動における会員の会費（入会金、餞別を含む）、役員手当及び慶弔費等を円滑に運用するために規定する。

## 第2章 会費

### 第2条 (会費)

会員の会費は次のとおりとする。

- (1) 会員は、世帯単位で月500円とする。
- (2) 賛助会員は、年間6,000円とする。

### 第3条 (入会金)

転入した場合、世帯単位で1,500円とする。

### 第4条 (餞別)

退会理由が世帯単位で、区域・地区に住所を有しなくなり転出した場合は、その世帯に対し1,000円を餞別として贈る。

### 第5条 (休会)

区域・地区に住所を有しながら諸事情により、3ヶ月以上区域外に世帯の全員が生活に移す会員は、休会期間中の会費は免除される。

## 第3章 役員手当

### 第6条 (役員手当)

役員手当は、次のとおり年間で役員の費用弁償として支払う。

- (1) 会長、副会長、会計、庶務 各20,000円
- (2) 地区委員 各10,000円
- (3) 組長、体育部長、子ども会会長、自治会館館長、会議所所長 各6,000円

## 第4章 慶弔費等

### 第7条 (慶弔費)

1 個人会員が次に該当する場合、各給付を行う。

- (1) 結婚 3,000円  
区域・地区以外を居所とする子の結婚を含む。
- (2) 出産 3,000円  
世帯に常時同居する子又は孫が出生した場合とする。
- (3) 死亡 香典又は相当品10,000円
- (4) 成人祝い 2,000円

2 慶弔費の給付は、その事実の発生から半年以内に申請があった場合とする。

付則

この会則は、令和6年4月8日から施行する。

改正の記録

令和6年(2024)4月8日 制定・施行